

～水痘（みずぼうそう）～

水痘（みずぼうそう）の予防接種が、10月1日から定期予防接種になり、公費で受けられるようになります。

◆対象者

- ①生後12か月から生後36か月にいたるまでの児（満1～2歳児）
- ②生後36か月から生後60か月にいたるまでの児（満3～4歳児）
ただし、②は平成27年3月31日(火)までの特例措置となります。

◆接種スケジュール

- ①1～2歳児・・・2回接種
1回目・・・1歳～1歳3か月の間
2回目・・・1回目終了から標準的には6月から12月までの間
- ②3～4歳児・・・1回接種
①②ともに、すでに水痘（みずぼうそう）にかかったことがある方は対象外です。
また、すでにワクチンを接種された方は、残りの接種する回数分について、公費で受けることができます。

◆接種方法について

委託医療機関での個別接種となります。
委託医療機関については、保健センターまでお問い合わせください。
委託医療機関以外で接種をした場合は助成の対象となりませんので、事前に確認願います。

◆予診票について

*10月に満1歳の方には予診票を送付します。
その後は満1歳になった月に、予診票を送付いたします。
*満2～4歳の方で接種を希望される方は、母子健康手帳を持参し、保健センターにお越しください。
確認のうえ予診票を発行します。

◆接種を受ける際に持参するもの

予診票
母子健康手帳
健康保険証等の氏名、生年月日、住所が確認できるもの

問い合わせ先

健康福祉課 健康支援室（保健センター） ☎84-1910（直通）